

愛知県水防計画の変更（案）要旨について

1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信、連絡、水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 平成30年度愛知県水防計画の主要な変更点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更した。

平成30年度重要水防箇所集計表

	平成30年度		平成29年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減		
	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	
河	国	631	301	638	305	29	20	22	16	▲7	▲4
	県	326	118	342	121	16	3	0	0	▲16	▲3
川	市町村	129	83	129	83	0	0	0	0	0	0
	小計	1,086	502	1,109	509	45	23	22	16	▲23	▲7
海岸	17	16	17	16	0	0	0	0	0	0	0
ため池	374	32	263	24	6	0	117	8	111	8	
合計	1,477	550	1,389	549	51	23	139	24	88	1	

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（法第7条1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（法第7条4項）。

(2) 平成29年6月19日施行の水防法改正に伴う変更

水防法改正に伴う記述を追加・変更した。（主なものは以下の通り）

① 大規模氾濫減災協議会制度の創設（法第15条の9、10）

・国、県の管理河川を対象に各流域・圏域ごとに関係市町村、气象台等とともに円滑な避難や水防活動等を行うための一体的な取り組み（水防災協議会）。

- ② 浸水実績等を活用した水害リスクの周知（法第 15 条の 11）
 - ・市町村長による過去の地域の小河川等の浸水実績の把握と周知の取り組み。

- ③ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の義務化（法第 15 条の 3）
 - ・市町村長が地域防災計画に定めた施設による避難確保計画作成・訓練義務と、必要な市町村長の指示。

- ④ 民間を活用した水防活動の円滑化（法第 19 条、第 28 条）
 - ・水防管理者から委任を受けた業者等は一般道以外の土地の通行及び水防活動に必要な土地・資機材の現場での使用権限の付与。

- ⑤ 浸水拡大を抑制する施設等の保全（法第 15 条の 6）
 - ・水防管理者（市町村長）による輪中堤等の浸水拡大抑制効果のある区域を同法により「浸水被害軽減地区」指定し、掘削時に届け出を行わせ保全を図る取り組み。